

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 民法改正

民法の一部が改正され、4月1日から施行されます。今回はその中から夫婦・親子に関連するふたつの改正点を取り上げます。

◇離婚後の子どもの監護（面会交流・養育費）

ひとつは、「離婚の際に夫婦間に未成熟の子どもがいた場合、子どもと同居しない方の親と、子どもとの面会交流についてとりきめること、また、子どもの養育費について夫婦間の分担割合についてとりきめること」というものです。

日本の離婚はその90%が協議離婚ですから、面会交流・養育費の分担については離婚する夫婦の協議に委ねられます。「夫婦間の協議が調わないときには家庭裁判所が定める」となっていますが、それはあくまでも夫婦のどちらかが裁判所に訴えた場合（その前提となる調停を申し立てた場合）に限ります。



法務省は2月初旬、全国の法務局に対し「面会交流と養育費の分担について、取り決めているかどうかを記入する欄を離婚届用紙に新設することを市区町村に周知するように」という通達を出しました。ただし、新設された欄が未記入でも離婚届は受け付けるとのことですから、改正と書式の変更が「面会交流をさせてもらえない」・「養育費が支払われない」という実態の改善にどれだけ役立つのか疑問です。

◇親権の一時停止

もうひとつは、親権を一時停止するという制度が設けられたことです。裁判所が「子どものしあわせにとってためにならない」と認めた親に対して、これまでは親権の喪失（剥奪）という手段しかなかったものが、2年以内の期間を定めて一時停止できるようになりました。100かゼロかという制度に、ステップを設けたものと言えます。

また、親権剥奪の申立てをすることができるのはこれまで、子どもの親族又は「公益の代表者」である検察官に限られており、親族が申し立てるとなると親権者と敵対する覚悟があること、検察官からの申立ては（できることになっていても）実際には皆無に近いことなどから、申立て件数自体が少なく、この制度はあまり活用されていませんでした。今回の改正で、子ども本人、未成年後見人、未成年後見監督人も申立てできるようになりました。

効果のほどは？

法律学者の一部から「期間を定めて一時停止するとしても全面的剥奪に違いはないので従来の制度と変わらない、一時停止よりも、具体的に発生している問題に対応する項目に絞って親権を行使できないようにする『親権の一部停止』の方が実情にあっている」という批判が出ています。

家族の再統合

「子どもの幸せにとってためにならない親」であっても、子どもにとって親であるには違いなく、親が態度を改めることができるならもう一度親子として暮らすのが最良の選択のはずです。改正前にも、家庭裁判所による剥奪取消し制度がありましたが、仮に一定期間後に剥奪が取り消されて親権が回復したとしても、一旦断絶した親子関係の修復は現実的には困難であることが指摘されてきました。今回の改正でも「期間中は全面剥奪～期間終了後は回復」という点で制度の違いはあるものの、親子の間に断絶期間ができるという点では変わりはありません。千差万別の親子の事情に裁判所が「親権の一時停止」という画一的な判断を下していいのかという問題が残ります。

進まない改革



終戦直後の大幅な改正以来、民法の夫婦・親子に関する部分は配偶者相続分比率の引き上げ、特別養子制度の創設などの改正がありましたが、大きな枠組みは変わりません。28号でもご紹介した1996年の改正提案以後も、法務省や法律学者は民法改正について検討を重ねてきました。それにかけた時間と費用を考えると、今回の改正はごく一部に過ぎないという感を強くします。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com